

## 鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関する有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関し、学識を有する者から幅広く意見を聴くため、鴨川市内における大規模太陽光発電施設計画に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

2 有識者会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

### (構成)

第2条 有識者会議は、別表に掲げる者を委員として構成する。

### (組織)

第3条 有識者会議に座長を置く。

2 座長は、委員のうちから互選する。

3 座長は、有識者会議の会議（以下単に「会議」という。）の議事を進行する。

4 有識者会議に副座長を置くことができる。

5 副座長は、座長が指名する。

6 副座長は座長を補佐し、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (秘密の保持等)

第5条 委員及び会議の出席者は、有識者会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 委員及び会議の出席者は、有識者会議において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、総務部総務課、県土整備部県土整備政策課、及び鴨川市において共同で所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。

別 表 (第2条)

区 分	人数
国土計画・都市計画に関する有識者	1名
防災・地すべりに関する有識者	1名
地盤工学に関する有識者	1名
森林に関する有識者	1名
環境に関する有識者	1名
太陽光発電に関する有識者	1名
行政法に関する有識者	1名
企業会計に関する有識者	1名